

**高浜発電所に係る福知山市域の安全
確保に関する通報連絡等協定書**

福 知 山 市

関 西 電 力 株 式 会 社

高浜発電所に係る福知山市域の安全確保に関する通報連絡等協定書

福知山市（以下「甲」という。）と関西電力株式会社（以下「乙」という。）とは、乙の高浜発電所（以下「発電所」という。）の保守運営に伴う安全確保に係る通報連絡等について、次のとおり協定する。

（関係諸法令の遵守）

第1条 乙は、発電所の増設および保守運営にあたっては、関係諸法令を遵守するとともに、この協定を誠実に履行し、発電所周辺の環境の安全を確保するため、万全の措置を講ずるものとする。

（平常時の連絡）

第2条 乙は甲に対し、次の各号に掲げる事項について、定期的に連絡しなければならない。

- （1）発電所建設工事の進捗状況
- （2）発電所の保守運営状況（試運転を含む。）
- （3）環境放射能測定の調査報告

（異常時における連絡）

第3条 乙は甲に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに連絡しなければならない。

- （1）非常事態が発生したとき。
- （2）放射線業務従事者またはその他の者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。
- （3）前号の線量当量限度以下の被ばくであっても特別の措置を行ったとき。
- （4）不測の事態により、放射性物質または放射性物質によって汚染されたものが漏えいしたとき。
- （5）発電所の周辺環境に異常が発生したとき。
- （6）非常用炉心冷却設備等工学的安全施設が動作したとき。
- （7）発電所敷地内において火災事故が発生したとき。
- （8）放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
- （9）放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。
- （10）発電所に故障が発生したとき。
- （11）計画外に原子炉もしくは発電を停止したとき、または不測の事態により出力が変動したとき。
- （12）原子炉施設等において人に障害が発生したとき。

（損害の補償）

第4条 乙は、発電所の保守運営に起因して甲の住民に損害を与えた場合は、直ちに損害の拡大を防止するための対策等、必要な措置を講ずるとともに、誠意をもって補償しなければならない。

（原子力防災対策）

第5条 乙は、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、その実効性を高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなければならない。

2 乙は、甲が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。

（公衆への広報）

第6条 乙は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲に対して連絡しなければならない。

(連絡の方法)

第7条 乙は甲に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。

- (1) 第2条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。
- (2) 第3条に掲げる事項については、速やかに連絡後、文書をもって連絡するものとする。
- (3) その他必要な事項については、甲および乙が協議して、別に定めるものとする。

(連絡の発受信者)

第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(協定書の改定)

第9条 この協定書に定める事項について、改定すべき事由が生じたときは、甲乙いずれからもその改定を申し出ることができるものとする。この場合において、甲および乙は、誠意をもってこの協定書の改定について協議するものとする。

(疑義または定めのない事項)

第10条 この協定書に定めた事項について、疑義が生じたとき、またはこの協定書に定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成29年10月31日

甲 京都府福知山市字内記13番地の1

福知山市長 大橋 一 夫

乙 大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号

関西電力株式会社
取締役社長 岩 根 茂 樹

**高浜発電所に係る宮津市域の安全
確保に関する通報連絡等協定書**

宮 津 市
関 西 電 力 株 式 会 社

高浜発電所に係る宮津市域の安全確保に関する通報連絡等協定書

宮津市（以下「甲」という。）と関西電力株式会社（以下「乙」という。）とは、乙の高浜発電所（以下「発電所」という。）の保守運営に伴う安全確保に係る通報連絡等について、次のとおり協定する。

（関係諸法令の遵守）

第1条 乙は、発電所の増設および保守運営にあたっては、関係諸法令を遵守するとともに、この協定を誠実に履行し、発電所周辺の環境の安全を確保するため、万全の措置を講ずるものとする。

（平常時の連絡）

第2条 乙は甲に対し、次の各号に掲げる事項について、定期的に連絡しなければならない。

- （1）発電所建設工事の進捗状況
- （2）発電所の保守運営状況（試運転を含む。）
- （3）環境放射能測定の実査報告
- （4）冷却排水の実査報告

（異常時における連絡）

第3条 乙は甲に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに連絡しなければならない。

- （1）非常事態が発生したとき。
- （2）放射線業務従事者またはその他の者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。
- （3）前号の線量当量限度以下の被ばくであっても特別の措置を行ったとき。
- （4）不測の事態により、放射性物質または放射性物質によって汚染されたものが漏えいしたとき。
- （5）発電所の周辺環境に異常が発生したとき。
- （6）非常用炉心冷却設備等工学的安全施設が動作したとき。
- （7）発電所敷地内において火災事故が発生したとき。
- （8）放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
- （9）放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。
- （10）発電所に故障が発生したとき。
- （11）計画外に原子炉もしくは発電を停止したとき、または不測の事態により出力が変動したとき。
- （12）原子炉施設等において人に障害が発生したとき。

（損害の補償）

第4条 乙は、発電所の保守運営に起因して甲の住民に損害を与えた場合は、直ちに損害の拡大を防止するための対策等、必要な措置を講ずるとともに、誠意をもって補償しなければならない。

（原子力防災対策）

第5条 乙は、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、その実効性を高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなければならない。

2 乙は、甲が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。

(公衆への広報)

第6条 乙は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲に対して連絡しなければならない。

(連絡の方法)

第7条 乙は甲に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。

(1) 第2条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。

(2) 第3条に掲げる事項については、速やかに連絡後、文書をもって連絡するものとする。

(3) その他必要な事項については、甲および乙が協議して、別に定めるものとする。

(連絡の発受信者)

第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(協定書の改定)

第9条 この協定書に定める事項について、改定すべき事由が生じたときは、甲乙いずれからもその改定を申し出ることができるものとする。この場合において、甲および乙は、誠意をもってこの協定書の改定について協議するものとする。

(疑義または定めのない事項)

第10条 この協定書に定めた事項について、疑義が生じたとき、またはこの協定書に定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成29年10月31日

甲 京都府宮津市字柳縄手345-1

宮津市長 井上正嗣

乙 大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号

関西電力株式会社

取締役社長 岩根茂樹

**高浜発電所に係る南丹市域の安全
確保に関する通報連絡等協定書**

南 丹 市
関 西 電 力 株 式 会 社

高浜発電所に係る南丹市域の安全確保に関する通報連絡等協定書

南丹市（以下「甲」という。）と関西電力株式会社（以下「乙」という。）とは、乙の高浜発電所（以下「発電所」という。）の保守運営に伴う安全確保に係る通報連絡等について、次のとおり協定する。

（関係諸法令の遵守）

第1条 乙は、発電所の増設および保守運営にあたっては、関係諸法令を遵守するとともに、この協定を誠実に履行し、発電所周辺の環境の安全を確保するため、万全の措置を講ずるものとする。

（平常時の連絡）

第2条 乙は甲に対し、次の各号に掲げる事項について、定期的に連絡しなければならない。

- （1）発電所建設工事の進捗状況
- （2）発電所の保守運営状況（試運転を含む。）
- （3）環境放射能測定の実施状況

（異常時における連絡）

第3条 乙は甲に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに連絡しなければならない。

- （1）非常事態が発生したとき。
- （2）放射線業務従事者またはその他の者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。
- （3）前号の線量当量限度以下の被ばくであっても特別の措置を行ったとき。
- （4）不測の事態により、放射性物質または放射性物質によって汚染されたものが漏えいしたとき。
- （5）発電所の周辺環境に異常が発生したとき。
- （6）非常用炉心冷却設備等工学的安全施設が動作したとき。
- （7）発電所敷地内において火災事故が発生したとき。
- （8）放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
- （9）放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。
- （10）発電所に故障が発生したとき。
- （11）計画外に原子炉もしくは発電を停止したとき、または不測の事態により出力が変動したとき。
- （12）原子炉施設等において人に障害が発生したとき。

（損害の補償）

第4条 乙は、発電所の保守運営に起因して甲の住民に損害を与えた場合は、直ちに損害の拡大を防止するための対策等、必要な措置を講ずるとともに、誠意をもって補償しなければならない。

（原子力防災対策）

第5条 乙は、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、その実効性を高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなければならない。

2 乙は、甲が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。

(公衆への広報)

第6条 乙は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲に対して連絡しなければならない。

(連絡の方法)

第7条 乙は甲に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。

- (1) 第2条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。
- (2) 第3条に掲げる事項については、速やかに連絡後、文書をもって連絡するものとする。
- (3) その他必要な事項については、甲および乙が協議して、別に定めるものとする。

(連絡の発受信者)

第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(協定書の改定)

第9条 この協定書に定める事項について、改定すべき事由が生じたときは、甲乙いずれからもその改定を申し出ることができるものとする。この場合において、甲および乙は、誠意をもってこの協定書の改定について協議するものとする。

(疑義または定めのない事項)

第10条 この協定書に定めた事項について、疑義が生じたとき、またはこの協定書に定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成29年10月31日

甲 京都府南丹市園部町小桜町47番地

南丹市長 佐々木 稔 納

乙 大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号

関西電力株式会社
取締役社長 岩 根 茂 樹

**高浜発電所に係る京丹波町域の安全
確保に関する通報連絡等協定書**

**京 丹 波 町
関 西 電 力 株 式 会 社**

高浜発電所に係る京丹波町域の安全確保に関する通報連絡等協定書

京丹波町（以下「甲」という。）と関西電力株式会社（以下「乙」という。）とは、乙の高浜発電所（以下「発電所」という。）の保守運営に伴う安全確保に係る通報連絡等について、次のとおり協定する。

（関係諸法令の遵守）

第1条 乙は、発電所の増設および保守運営にあたっては、関係諸法令を遵守するとともに、この協定を誠実に履行し、発電所周辺の環境の安全を確保するため、万全の措置を講ずるものとする。

（平常時の連絡）

第2条 乙は甲に対し、次の各号に掲げる事項について、定期的に連絡しなければならない。

- （1）発電所建設工事の進捗状況
- （2）発電所の保守運営状況（試運転を含む。）
- （3）環境放射能測定の調査報告

（異常時における連絡）

第3条 乙は甲に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに連絡しなければならない。

- （1）非常事態が発生したとき。
- （2）放射線業務従事者またはその他の者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。
- （3）前号の線量当量限度以下の被ばくであっても特別の措置を行ったとき。
- （4）不測の事態により、放射性物質または放射性物質によって汚染されたものが漏えいしたとき。
- （5）発電所の周辺環境に異常が発生したとき。
- （6）非常用炉心冷却設備等工学的安全施設が動作したとき。
- （7）発電所敷地内において火災事故が発生したとき。
- （8）放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
- （9）放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。
- （10）発電所に故障が発生したとき。
- （11）計画外に原子炉もしくは発電を停止したとき、または不測の事態により出力が変動したとき。
- （12）原子炉施設等において人に障害が発生したとき。

（損害の補償）

第4条 乙は、発電所の保守運営に起因して甲の住民に損害を与えた場合は、直ちに損害の拡大を防止するための対策等、必要な措置を講ずるとともに、誠意をもって補償しなければならない。

（原子力防災対策）

第5条 乙は、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、その実効性を高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなければならない。

2 乙は、甲が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。

（公衆への広報）

第6条 乙は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲に対して連絡しなければならない。

(連絡の方法)

第7条 乙は甲に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。

(1) 第2条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。

(2) 第3条に掲げる事項については、速やかに連絡後、文書をもって連絡するものとする。

(3) その他必要な事項については、甲および乙が協議して、別に定めるものとする。

(連絡の発受信者)

第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(協定書の改定)

第9条 この協定書に定める事項について、改定すべき事由が生じたときは、甲乙いずれからもその改定を申し出ることができるものとする。この場合において、甲および乙は、誠意をもってこの協定書の改定について協議するものとする。

(疑義または定めのない事項)

第10条 この協定書に定めた事項について、疑義が生じたとき、またはこの協定書に定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成29年10月31日

甲 京都府船井郡京丹波町蒲生八ツ谷62番地6

京丹波町長 寺 尾 豊 爾

乙 大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号

関西電力株式会社

取締役社長 岩 根 茂 樹